


会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第2回川島町環境保全審議会並びに川島町廃棄物減量等推進審議会	
開 催 日 時	令和2年8月6日(木)午後2時から3時30分まで	
開 催 場 所	川島町役場 大会議室	
議 題	(1) 輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて (2) 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(案)について及び川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案)について (3) 川島町指定ごみ袋の導入について (4) その他	
公開・非公開の別	公開(傍聴者なし)	
出席者	委 員	川島 和春委員・猪鼻 義治委員・野村 尚男委員・大林 郁生委員・大島 徹也委員・赤坂 いづみ委員・後藤 真太郎委員・鈴木 貞美委員・斎藤 龍司委員・今井 孝雄委員・菊池 建太委員・飯島 久美子委員・瀬間 さやか委員・石川 勉委員・青木 健委員 計15名
	事務局職員	町民生活課課長 横山・同主幹 阿泉・同主査 竹越 ゼロ・ウェイスト推進室室長 渡辺・同主幹 井上
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委員名簿 ・川島町環境基本計画の見直しについて ・川島町一般廃棄物処理基本計画の見直しについて ・当初作成(案)と修正後(案)について ・川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(案) ・川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案) ・川島町指定ごみ袋の導入について 	
審議会の経過		
事務局	(開会)	
飯島町長	(あいさつ)	
後藤委員	(あいさつ)	
飯島町長	諮問書を委員長あて手渡しする。	
議長	(傍聴者確認:傍聴者なし)(審議会成立説明) (議事録署名人を猪鼻氏と斎藤氏に指名)	
議長	議事(1)輪中の郷 環境総合計画(環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画)の見直しについて事務局から説明をお願いいたします。	
事務局	(資料2に基づき説明)	
議長	ただいまの説明についてご意見・ご質問等はございますか。	
委員	10月には案ができるのですか。	
事務局	ある程度、見直し作業を行い審議ができるよう準備いたします。	
委員	2月には作成できるのですか。	
事務局	詳しい説明は今後となりますが、予定では2月としています。	

事務局 議長	(資料3に基づき説明) ただいま説明がございましたが、ご意見・ご質問等ございますか。 (意見・質問なし)
議長	川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例(案)及び川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例施行規則(案)について事務局より、ご説明お願いいたします。
事務局 議長	(資料4・資料5・資料6に基づき説明) ただいまの説明でご意見・ご質問はございますか。
委員	標識に書くものを記載したら良いのではないですか。
事務局	標識はFIT法で申請の際、標識の申請も行っているのと同じものと考えています。
委員	標識に書く内容についても明記したほうがよいと思います。
委員	要綱のように抑制区域が限られた地域であればわかるが、全域という表現は前回でも指摘がありましたが、どのように考えているのですか。
事務局	全域を抑制区域にすることは、太陽光発電の設置ができないということではなく、川島町全域をまず守りたいという意味で全域としています。
委員	自然エネルギーを推進するのか、しないのかどちらなのですか。
委員	川島町は優良農地が多く、この前は180か所川島町内にあるということでした。町がどういう方向で考えているのかが気になります。
事務局	町として太陽光の設置を拒むものではありません。川島町の景観や自然を破壊することのないよう川島町全域を抑制区域とする当初案のとおりとしました。
委員	第15条は、土地所有者等は事業者が所在不明となった場合とあり、第16条は、事業者は、太陽光発電事業を実施する間、生活環境等の保全に支障が生じないよう安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。要するに事業者は不明となった場合は土地所有者が管理するということですね。
事務局	維持管理は事業者の方が良好な状態になるようにしていただき、第15条は万が一、事業者の方が所在不明になってしまうこともありうるので、その場合は、土地所有者の方に放置されることのないようにということです。
委員	心配されるのは、抑制区域を全域としていることです。
事務局	抑制区域は川島町全域となっていますが、様式第5号(第6条関係)では関係法令手続き確認書があります。他の法律、農地法ですとか河川法で設置できないこととなります。該当しないのであれば太陽光発電設備の設置は可能だと思います。
委員	抑制区域を明確にしておいたほうがよいと思います。
事務局	変更ができるか検討してみます。
委員	第6条では太陽光発電事業が水害を防止するとありますが、こういったことを想定しているのですか。
事務局	台風が来て、水が浸水し太陽光パネルが流されてしまうことのないようにフェンスを設置すること等で安全に努めることを想定しています。
委員	建設するにあたって河川とか堤防に抵触するということはあるのですか。
議長	河川法に該当しなければ、設置は可能です。その他いかがですか。
事務局	ただいまパブリックコメントの募集中です。2件のコメントがございました。回答は今後ホームページで公開する予定です。
事務局	なぜ、川島町は抑制区域を全域としたのか一番の考えは、川島町の豊かな環境を守りたいということです。国の再生可能エネルギーを押している部分もありますし、自然を守りたいというところもあります。川島町としては抑制をしますが法的に建てても良い場所は建てても良いという考えです。禁止区域に関しては関係資料6の様式第5号です。
委員	何か事故が起きた時、指導・助言・勧告までで、守らなければ公表となります。

事務局	勧告まででは弱いのかなと思います。
委員	勧告の後が公表ですが、公表すると事業者からすれば認定取り消しになってしまう可能性があり、強いものであると認識しております。
事務局	色んなケースがあるので命令もあつた方がよいと思いました。勧告・命令・公表のステップを想定されたほうがよいと思えます。
議長	検討してみます。
議長	条例につきましては、次は議会ということですか。ここで議論するのは、ここまでとなります。
事務局	議長 (3)川島町指定ごみ袋の導入について事務局から説明をお願いいたします。
議長	(資料7に基づき説明)
委員	ただいまの説明についてご意見・ご質問等はございますか。
事務局	種類は可燃のごみが1点と不燃のごみが1点で、大きさとかはこれからですか。ごみ袋には0.02と0.014があるのですが、0.014は薄すぎて破れてしまいます。そこで0.02が欲しいなと思えます。
委員	厚さや規格についても、まだこれからとなります。
事務局	ペットボトルは対象外ですか。
委員	ペットボトルは対象外としたい。あくまで可燃ごみと不燃ごみを対象とします。いまレジ袋を使ってよいとしているのは、容器包装のごみを出すときだけ、その他のものは、最大45ℓのごみ袋を使ってほしい。そうはいつでもレジ袋を使って出されているケースがあります。刃物やガラスの破片なども、普通のレジ袋に入れてしまうとわからなくなってしまうので、見ただけでわかるようにしていただければよいと思えます。
事務局	ごみ袋の指定は良いと思えます。他地区のかたがごみを捨てていってしまう。ひとつの方策として、町指定のごみ袋は効果があるのではないかと思います。
委員	近隣のほとんどの市町村でごみ袋は指定されています。通勤途中で捨ててしまっても、どこの自治体かわからない、ごみを出す人の意識を変えたいという趣旨になります。
事務局	環境センターに直接持ち込む場合も指定ごみ袋となるのですか。
議長	持ち込みごみも原則指定ごみ袋を使っただくというところが多いと聞いてますので、そのように進めたいと考えています。
事務局	その他です。
副会長	次回の審議会の予定ですが10月22日木曜日 午後2時からこの場所と考えています。 (閉会のあいさつ)

署 名	齊藤 龍司 
	猪鼻 義治 